

# 国家戦略特区

外国人海外需要開拓支援等活動促進事業  
(クールジャパン・インバウンド外国専門人材就労促進)

外国人調理師・製菓衛生師  
外国人理容師・美容師  
の就労に関する提案

2017年9月  
大阪府政策企画部特区推進課

# 大阪の「外食」、「理美容」は海外から「クールジャパン」として成長が期待

くいだおれ大阪の「外食」、日本の「理美容」は「クールジャパン」として海外から人気。

- 大阪では、日本料理に限らず、中華、西洋、菓子を含めた幅広い「食」が、国内外の人気。

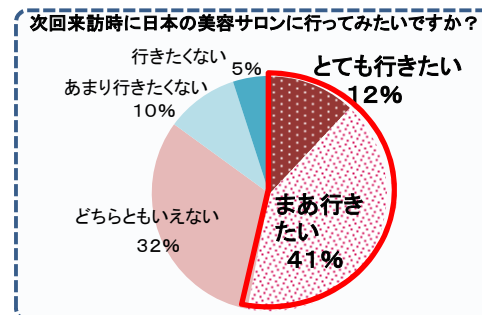
## 世界中から大阪の「食」を求めて来阪

・NYタイムズ誌の「今年行くべき世界の都市2017」に大阪が選定。

⇒ 大阪のキャッチコピー

「The ultimate Japanese feast awaits. (究極の日本のごちそうが待っている)」

- 「ヘアデザイン」は、その技術や日本流の「おもてなし」に対して、アジア圏を中心に外国人に人気。  
インバウンドの目的が爆買から、理容・美容体験へとシフト中。



(ホットベッパビューティーアカデミー「インバウンド美容に関する調査」来日経験のある20-49歳の韓国、中国、台湾、香港女性 N=800 2015年8月調査)

○調理師養成施設の留学生(2016年)は近畿・中国・四国で128名



資料: 全調協HP、辻調グループ

○理美容分野の大阪府内養成施設(専修学校)の留学生受け入れ状況(理美容学科以外含む)

4校 61名 (2015年10月時点)

資料: 一般社団法人 大阪府専修学校各種学校連合会 大専各留学生支援サイト「留学生の受け入れ状況」から作成

## クールジャパン分野の留学生が増加中

- 食文化、調理技術、理美容の技術やおもてなしに興味を持ち、来阪する外国人留学生が増加。
- 確かな技術・生きた知識、現場でのおもてなしを習得するため、留学生の就労ニーズも高まっている。

増大するインバウンドから「クール」と言われる大阪の食や理美容分野は、インバウンド向けサービスの充実とともに、海外への普及・展開を通じた「成長の機会」を有するものと期待。

# 食、理美容分野の留学生は国家免許を取得しても就労できない。

・外国人留学生が日本の専修学校を修了し、「調理師」「製菓衛生師」「理容師」「美容師」免許を取得しても、在留資格が付与されず、就労できない。

※例外として「日本料理海外普及人材育成事業」では「日本料理」分野に限り、調理師免許を取得した留学生は2年間の就労が可能。

・現在では就労できずに帰国せざるを得ず、外国人材の留学から就労へのキャリアチェーンが途絶え、留学生と企業のみスマッチ。

## クールジャパン分野における留学生のキャリアチェーン(内閣府資料)

分野	留学後の就労可否 【在留資格】	内容(例)
コンテンツ制作	就労可能 【技術・人文知識・国際業務】	専門学校を卒業し専門士の称号を付与された者であって、キャラクターデザイン、原画・絵コンテ作成(主体的な創作活動)に従事
デザイン、ファッション	就労可能 【技術・人文知識・国際業務】	専門学校を卒業し専門士の称号を付与された者であって、専門学校で習得した知識を生かしてデザイナー、商品企画、海外広報(創作事業)に従事
理容師・美容師	就労不可	
料理(日本料理)	就労可能 【特定活動】	調理師学校卒業後、国内の日本料理店で働きながら日本料理の技術習得が可能(最長2年間)(日本料理海外普及人材育成事業)
料理 (外国料理・製菓衛生師)	就労不可	
宿泊業	就労可能 【技術・人文知識・国際業務】	本邦の専門学校においてホテルサービスやビジネス実務を専攻し、専門士の称号を付与された者が、宿泊客の多くを外国人が占めているホテルにおいて、修得した知識を活かしてのフロント業務や、宿泊プランの企画立案等の業務に従事

### ■選定業種における資格と就業

国家資格	根拠法	外国人受験	業独占	名称独占
調理師	調理師法	可	×	○
製菓衛生師	製菓衛生師法	可	×	○
理容師	理容師法	可	○	○
美容師	美容師法	可	○	○

大阪の食や理美容分野において国家資格を取得した留学生人材の活用は、「クール」大阪の成長を後押し。また留学生のキャリアチェーンとしても有効。

# クールジャパン「外国料理・製菓」「理美容」分野における留学生の就労提案

## 規制緩和とスキーム提案

### ■規制緩和

・在留資格「技能」/「技術・人文知識・国際業務」における上陸基準に、「調理師」「製菓衛生師」「理容師」「美容師」に係る「養成施設修了」+「免許取得」を追加(緩和)。

### ■スキーム案

○「日本料理海外人材普及事業」と同様、養成施設と受入機関による共同申請を原則とする。

⇒養成施設において、受入機関を援助、指導することなどが困難な場合、受入機関が小規模店等で計画書作成等にかかる人材等の余裕がない場合など、例外として、監理団体(※1)による申請・監督を可能とする。

※1 監理団体は、営利を目的としない法人(NPO法人、商工会議所、事業協同組合、公益社団法人、公益財団法人など)で、事業を適正に行うに足りる能力を有する団体。

○「家事支援外国人受入事業(※2)」と同様、第三者管理協議会の仕組みを活用。

※2 女性の活躍促進や家事支援ニーズへの対応、中長期的な経済成長の観点から、国家戦略特別区域内において、第三者管理協議会による管理体制の下、家事支援活動を行う外国人を特定機関が雇用契約に基づいて受け入れる事業。

- ・計画申請主体による申請が、本事業の実施基準に適合していることの確認及び認定
- ・計画申請主体からの状況報告の受理及び聴取
- ・計画申請主体に対する監査 など

○就労期間は5年以内 (受入事業者のご意見、京都市総合特区や日本料理海外人材普及事業の事例を参考)

○日本人と同等額の報酬保証 など

